

第5回 京都市上下水道料金制度審議委員会

次 第

開 催 日 平成24年7月31日（火）
開催時間 午後2時～4時（終了予定）
開催場所 京都J A会館 5階 505会議室

1 開 会

- （1）委員長あいさつ
- （2）会議の公開等について

2 審 議

上下水道料金制度について

3 次回の予定

4 閉 会

<配付資料>

次 第

出席者名簿

配席図

資料1 京都市上下水道料金制度審議委員会の会議の公開に関する要領

資料2 第4回京都市上下水道料金制度審議委員会議事録

資料3 上下水道料金制度の資料（PowerPoint 資料）

第5回 京都市上下水道料金制度審議委員会 出席者名簿

◆ 審議委員会委員

(五十音順, 敬称略)

氏 名	役 職 等	出欠
おお はし よ し え 大 橋 仔志栄	京都市民生児童委員連盟理事	出席
おか やま か よ こ 岡 山 佳代子	上下水道サポーター*	出席
おく はら つね おき 奥 原 恒 興	京都商工会議所専務理事	出席
こ ばやし ゆ か 小 林 由 香	税理士	出席
◎ ふじ い ひで き ◎ 藤 井 秀 樹	京都大学教授 (大学院経済学研究科)	出席
まつ あき あつし 松 明 淳	社団法人日本水道協会調査部長	出席
○ みず たに ふみ とし ○ 水 谷 文 俊	神戸大学教授 (大学院経営学研究科)	出席
やす だ けい こ 安 田 桂 子	京都市地域女性連合会常任委員	出席

◎ : 委員長, ○ : 副委員長

* 上下水道サポーターは、施設見学やレポート提出等の活動を行う上下水道モニター (毎年度, 市民の皆様から公募。任期は当該年度) をされた方のうち, 引き続き, 上下水道事業への御協力を頂いている方です。

◆ 京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局次長 谷口 義隆

// 技術長 鈴木 秀男

// 総務部長 向畑 秀樹

// 総務部経営改革担当部長 小田 久人

// 技術監理室長 三上 昌行

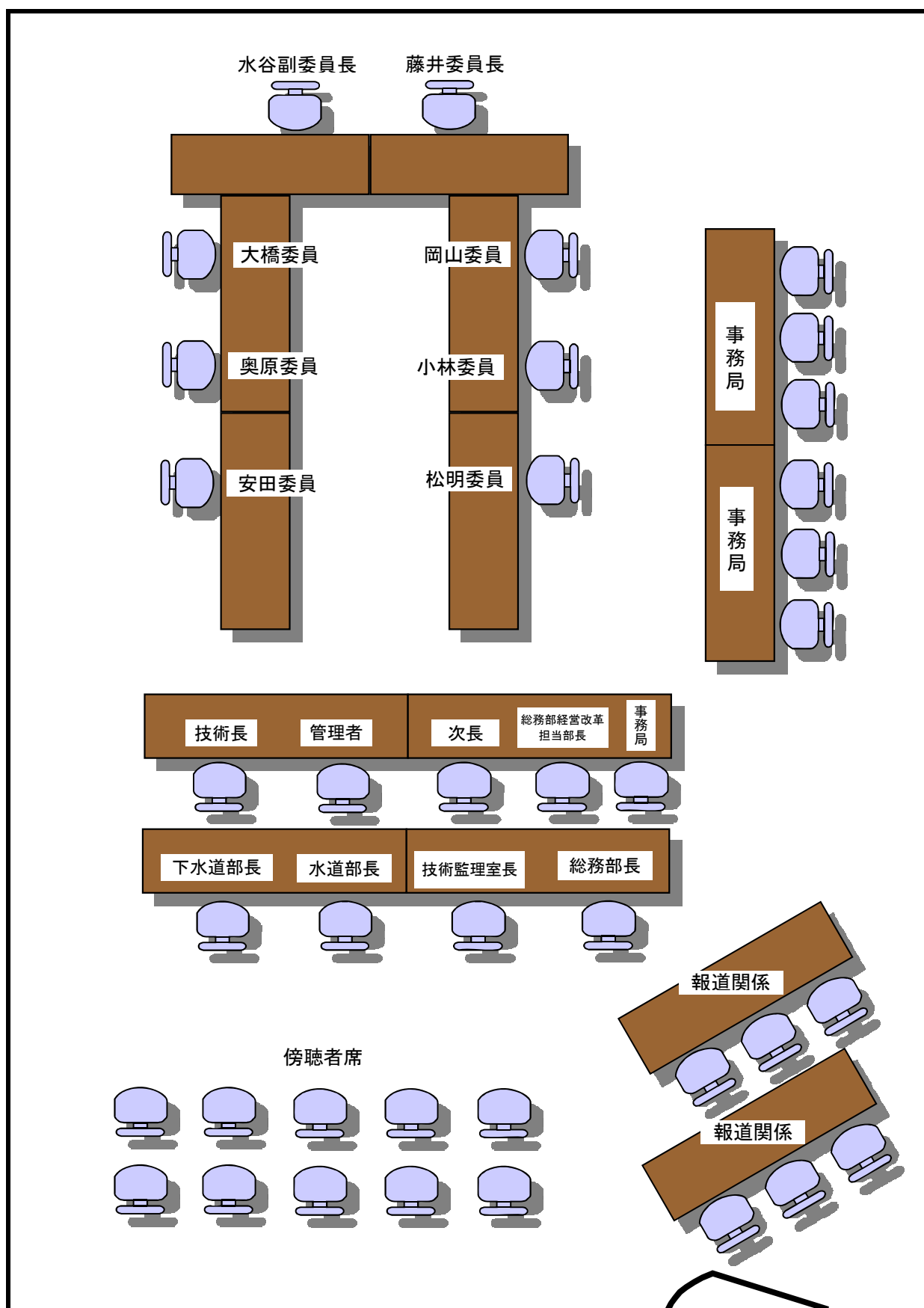
// 水道部長 三田村 晃

// 下水道部長 出口 勝徳

◇ 事務局

上下水道局総務部総務課

第5回 京都市上下水道料金制度審議委員会 配席図



京都市上下水道料金制度審議委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道料金制度審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。
- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から実施する。

第4回京都市上下水道料金制度審議委員会議事録

日 時 平成24年6月4日（月） 午後2時～午後4時

場 所 京都JA会館 505会議室（京都市南区）

出席者（五十音順，敬称略）

1 委員

大橋 亓志栄（京都市民生児童委員連盟理事）

岡山 佳代子（上下水道サポーター）

奥原 恒興（京都商工会議所専務理事）

小林 由香（税理士）

◎ 藤井 秀樹（京都大学教授（大学院経済学研究科））

松明 淳（社団法人日本水道協会調査部長）

○ 水谷 文俊（神戸大学教授（大学院経営学研究科））

安田 桂子（京都市地域女性連合会常任委員）【欠席】

◎ 委員長，○ 副委員長

2 京都市

公営企業管理者上下水道局長，次長，技術長，総務部長，総務部経営改革担当部長，
技術監理室長，水道部長，下水道部長

事務局（総務部総務課）

次 第

1 開 会

（1）委員長あいさつ

（2）会議の公開等について

2 審 議

（1）市民意見募集の結果について

（2）上下水道料金制度について

3 次回の予定

4 閉 会

内 容

1 開 会

(1) 委員長あいさつ

委 員 長： 前回の委員会までは、いわば準備段階であった。今回からは、これまでの議論を踏まえ、また、市民意見募集の結果も参考にしながら、京都市の上下水道料金制度について、本格的な審議に入っていきたいと思う。

なお、本日、安田委員が欠席であるが、定足数は満たしており、本日の審議会は成立していることを確認しておく。

(2) 会議の公開等について

委 員 長： 本日の会議は公開とする。

委 員 長： 前回の議事録を資料2として付けており、簡単に内容を振り返る。

第3回委員会の審議では、まず、料金制度について、他都市と比較した水量区画の数や通増度、固定費・変動費と基本料金・従量料金との関係などを検討するとともに、「検討項目の整理表」を今後の審議の出発点とすることを、委員会として確認した。

次に、市民意見募集に関して、パンフレット(案)を基に意見交換を行い、様々な指摘を頂き、その後、個別に内容の修正を確認いただいたうえで、4月16日から5月18日まで市民意見募集を実施した。

2 審 議

(1) 市民意見募集の結果について

委 員 長： 審議事項の1点目、市民意見募集の結果について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 資料の説明(資料3 市民意見募集の結果)

委 員 長： ただいま事務局から市民意見募集の結果について報告があった。今回は、とりあえず全体の概要について報告していただいた。詳細な分析、例えば、属性と個々の問いとのクロス集計などは、別途、個別の検討項目を審議する際に示していきたいと思う。

今後、委員会で本格的な審議を始めていく前に、まずは、この報告について、自由に意見を交わしたいと思う。質問や感想、データの分析、解釈など、何でも結構なので、御意見等をお願いします。

委 員： 先ほど、管理者の御挨拶の中でもこの種の意見募集で1,200件は非常に多いとのお話があったが、私自身も市民の皆さんに意見を書いていただくのはなかなか難しいなと感じていた中、この回収の数は良いことと思う。先ほど、鳥羽と蹴上でアンケートをお願いしたと聞いたが、回収に当たり、どういうところの回収数が一番多かったのか。会場での回収や窓口での回収など分ければ教えていただ

きたい。

京 都 市： 1,200件の内訳というような御質問だと思う。前回の審議委員会においても、パンフレットを5,000部ほど作り、それをいろんな公共施設に置き、また、事業者団体、消費者団体等の皆様へ個別にお届けにいくことなど御説明し、加えて、鳥羽、蹴上の一般公開での配布ということも申ししていた。

結果として、1,200件の内訳において、鳥羽と蹴上での回収は約800件ということで、比率的には一番多くなっていると思う。天候にも恵まれ、来場者も多かった中でブースを設けていろいろお声かけしたところ、多くの来場者の皆様が御協力くださった。

委 員 長： 今回こういった内容のアンケートなので、できれば利用者の視点から御意見を頂ければと思う。結果を受けて、御自身の意見等との違い、この委員会でいろいろ審議した中で分かったこと、それが理由になって結果と違うということなどもあれば、是非頂戴したい。

委 員： 市民意見募集パンフレットによって御意見いただき、こういうことも分かった、ああいうことも分かったという市民の皆さんの言葉を聞いて、単純なアンケートではなく、広報的要素をもったアンケートだったと感じた。5,000部に対して1,200件という、回収率24%は、水道に対する市民の関心が高いという結果である。なお、各設問に対して、「今のままでよい」という意見が大変に多いと実感した。その回答いただいた年齢層の90%近くが、経済的に余裕があるというか、40代以上の中高年齢層である。この年代の方々のことを考えてみると、特に関西地域では、水道水の異臭味問題が昔から厳しい課題で、今は、その辺りがほぼクリアされている。常に美味しい水が飲めるので、そのことで喜んでいただいている結果であり、お金のことについてシビアになることなく、中高年齢層の方々が昔に比べて水が美味しくなったことを評価しておられるのではないかと感じている。

委 員： 先ほども御意見があったとおり、アンケートに答えられた市民の方の年齢層がやはり、かなり高い年齢の方が多かったなというイメージがある。また、平均以上に水を使われている方が多数このアンケートに答えている。だから、今のままでよいと思われる方が多いのではと私自身は感じた。料金の支払いに対して、4分の1ぐらいが料金が上がっても新たなサービスがあった方がいいと思われるということで、意外というんだなと感じた。どの年齢層がそう思っておられるか詳しい内容は分からないが、意外とクレジットカード払いを年配の方でも望まれている可能性があると感じた。私は比較的若い層でクレジットカード払いを要望する方が多いのかと思っていたので、年齢層が高い方でもいるのかもしれないと感じた。今回の資料では詳細については分からないが、そのように思った。

委 員： 今回私もアンケートに参加させていただいた。事務局から送っていただいた用紙を、直接手渡しで知っている方にお渡ししお聞きしたところ、全員協力的に書いてくださった。全員そもそも今の料金に満足されている様子で、「今のままでい

い、特段変えてほしいことはない」という方が多かった。その中でも自分の水道料金を知らない方が圧倒的に多く、「奥さんに聞いてみる」という方が多かった。女性は皆知っていたが男性はほとんど知らなかった。会社の場合も、経理担当者しか知らない。特に料金が分からず、私に聞かれた。また、京都市外はアンケートの対象外であるが、京都市外の方にも聞く機会があったので聞いたところ、宇治市や長岡京市、大阪に住んでいる方は、料金が高いとおっしゃった。京都は安い、うらやましいとおっしゃっていた。

意見を伺う中で特に言われたのは、私がお聞きした方々は事務系のオフィスの方だったので、基本水量は下げてほしいということだけは言われた。水道全般に対する期待度というか、もともと満足度が高いので、この先も質の高いサービス、京都のお水は美味しいので、質の高いサービスを提供してくださいという意見が多かった。

委員長： 基本水量を下げてほしいという理由はなにか。

委員： 工場ではなく、何人かの事務所としての企業は、風呂とかがないのでそれほどの量は使わない。お客様にお出しするお茶やお手洗い程度なので、企業でも人数が少ないと、基本水量に届かない。基本水量を下げて従量制にさせていただいた方が公平だとおっしゃったのが一番多かった。

委員： 今、回答者が高齢者の方が多いという意見があったが、それはやはり所帯のある人が、主に水道料金を払っているからで、若い学生さんとか、一人暮らしの割合からしたら少ないと思うので、年寄りの方が多いのは当然だと思う。

基本料金が上がった方が良いという意見があったが、例えば基本料金を上げたら、全体的に水道料金というのは、たくさん使う人も少ない人もどういう変化があるのか。だいたいのことによいので、どういう風になるのか教えていただきたい。

京都市： 基本料金だけ上がると使用量に関わらず、頂く料金が増えるということになる。各利用者においては、負担していただく料金が上がる。今御審議いただいている料金体系の中でいえば、また、総収入の枠の中でという前提でいえば、使用量によって頂く料金の割合が少なくなる。元々お支払いいただく料金が増えて、そのうち使用量に応じてお支払いいただく料金が減るということになる。

委員： 基本料金が上がるということは、水量は同じで、基本料金だけを上げたらいいという意見であるということでもいいか。私もどういったらいいのか分からないが、例えば、基本料金をそのままという意見がアンケートでは多いが、もし基本料金を上げた方が、上下水道局としてはメリットがあるということなのか、その辺が理解しにくい。

京都市： 今回のこの委員会はあくまで制度についての話である。少し混乱を招いているところもあると思うが、このアンケートの中では基本水量だけをどうすればいいかという質問をしている。例えば、基本料金はそのまま基本水量はどうしようかということであれば、多くの方が基本水量は多い方がいいと答えられると思う。

ところが、水量が変われば料金も変わるということで、今、基本水量が2箇月で20 m³のものを倍にすれば、例えば基本料金も1.5倍にする、また、基本水量を半分にすれば、基本料金も半分にするなどがあれば、意見は違ってくると思う。今回アンケートの中で聞かせてもらったのは、基本的な考え方として、基本水量以下の方が非常に増えてきているので、節水意識とか節水してもなかなか料金に反映しない、一生懸命節水しても、基本水量以下で経済的なメリットがないという状況について、どう考えるかということである。料金と混ぜて考えると色々と選択肢は変わってくるのではないかと思う。

それから、上下水道局にとってはどうなのかということについては、上下水道局は企業として事業を進める中、語弊があるかもしれないが、営利を目的としてはやっておらず、儲かったらいいとは思っていない。適正な料金はどうか、どの方に適正に負担していただくのが良いかといった議論になるので、単純に収入が増えればよいというところから、料金制度、料金水準について考えているわけではない。

委員： 利益を中心に考えていないということはよく分かる。ただ、老朽化した水道管を取り替えるとか、水道管が破裂した場合は修理するとかあって、費用がかかる状況もある。そのような状況の中で、利益を基本に考えていないことはよく分かるものの、施設の維持費用をどのように回収するかということも上下水道局としてはそれなりに考えていく必要があると思う。

京都市： 御心配をおかけしているが、まったく、そのとおりである。上下水道局としては事業をライフラインとして継続していくのは第一で、その費用をどのように回収していくかについては、上下水道局内部で十分議論をし、また、料金水準がどうかについても議論をしていきたい。

委員： もう一つ、素人で分からないが、地下水専用水道の設置者に関する設問があるが、そもそも地下水というのは、どこから出てくる水なのか。自然から出てくる水ではないのか。

京都市： まさに地下水であり、京都市内の地盤の下を流れている水である。

委員： それを料金化するということは、どういうことか。

京都市： 料金化することではない。

今まで上下水道局で供給している水道水を利用させていただいていた主に大口の事業者などは、自分自身で地下水を掘られて、その水を近代的な装置でろ過して、いわゆる水道水と同じような水質に浄水して地下水を水道水に代わって使用されているところが増えてきている。

ということは、今までは上下水道局の水道水を使っていたので、水道料金を頂いていたけれども、地下水は掘られた方の所有ということであり、地下水自体に料金がかからない。ところが、地下水を使っておられるところも、何かの加減で地下水が使えなくなることがあるので、水道も接続されている。その水道も必要な口径のもの、例えば、地下水を100使っていれば、水道も100

賄えるような水道管を使っておられる。ところが、普段は100のうち、20ぐらいしか水道を使っていないというような状況になり、施設としては100の大きなものを使っておられるので、その維持管理に上下水道局に大きな負担が生じる。その結果、他の利用者の負担に変わっていくということになっている。

こういう地下水を利用されているところが増えてくると、ますます負担の在り方が歪んでくるので、そのあたりを是正するようなところに課題が出てきているのではないかということが、設問の趣旨である。

委員： 了解した。

委員長： 市民意見については、以上で一通り御議論いただけたと思う。先ほど申したとおり、今日のところはクロス集計や、細かな分析などはできていない中で、全体的な概要について、取り急ぎ集計結果を紹介し、御議論いただいた。まとめさせていただくと、アンケートとしては相当な数が集まり、成功と言えると思う。その中で、それぞれの項目において一番多いのが、「今のままでよい」という意見だった。昔から当たり前と思われているものを「水や空気」などと言うが、当たり前だと思われているものが、当たり前であり続けるということは実は非常に大切で、大変なことである。例えば東日本大震災においては、相当広い地域でライフラインの1つである水道が止まったが、そうすると当たり前のものが当たり前でなくなり、水道を当たり前のように維持することがどれだけ大切で大変かということが、実感された。そんな生活の根幹に関わる水道というライフラインについて、1,200名に聞いて多くの方から「今のままでよい」と言っていただいたということは、快挙と言っても過言ではないと思う。これは、上下水道局の皆様方、それから更に上の世代の方々の日々の努力の賜物であると思う。この結果を見て、上下水道局の皆様は安心するのではなく、引き続き兜の緒を締め頑張ってくださいと思う。

それから、意見募集の性質であるが、ブースを設置して市民の皆様から意見を頂いたりしたということで、これはマスコミが時々世論調査等でやる無作為抽出というやり方ではない。そのため、サンプリング・バイアスが生じている可能性がある。つまり、頂戴した市民意見が必ずしも、社会全体の意見分布を代表していない可能性がある。委員の皆様からも、回答者の中に高齢の方が多かった、また経済的な面からみれば恵まれた層の方が多かったのではないかという御指摘があった。回答者にこうした偏りがある可能性を認識しておく必要がある。意見募集の結果は、真摯に受け止めなければならないが、だからといって、頂戴した市民意見をそのまま鵜呑みにするのではなくて、制度の主旨であるとか、料金算定に関する経済理論といったものを踏まえたうえで、より良い、あるいはあるべき料金制度について、引き続き今後審議していく必要があるのではないかと思う。

それと、二、三気づいたところでは、今のままでよいというのが全ての項目において一番多かった選択だが、それ以外の回答をみるとある種の傾向を読むことができるようでもある。例えば、基本料金・基本使用料の間1では、金額の差を

縮める方がよいという回答が19%あった。基本水量については、減らすか廃止するのがよいという意見が出ている。今日委員から情報提供いただいたが、水道料金について意識を持っておられる事業所というのは、今の料金が実情にあっていないのではないかとということもおっしゃっている。この辺りのことも意識しつつ、今後の審議をしていただければいいのではないと思う。それから、逦増制について問3をみると、逦増度を下げた方がよいという回答、すなわちよりフラットな料金体系にした方がよいとする回答が多かったようである。また、地下水について問5をみると、この設問のみ「今のままでよい」という回答が50%を切っており、少し傾向の異なる結果が出ている。その結果、「設置者に何らかの追加負担を求める方がよい」という回答が約40%の割合であった。以上のようなところが私として気が付いた点である。時間の関係もあるので、今日のところは全体的、総論的なところで御意見を頂戴したということで、あとの個別の設問や、詳細な分析については、それぞれに関連する検討項目の審議の中で御意見を頂戴できればと思う。本日、後半に料金制度についての審議をいただくときにも、市民意見募集の結果に関わる論点があれば、追加の御意見を頂ければと思う。

(2) 上下水道料金制度について

委員 長： 審議事項の2点目、上下水道料金制度についてであるが、今回は、検討項目の選定や資料の用意について、事前に御意見を頂いていないため、委員長判断により、本日の検討項目として、料金体系の基礎部分で、料金表全体を形づくる「基本水量」と「水量区画」を準備したことを御了承願いたい。次回以降のテーマをどうするか、などについては、後ほど、委員会の中で決めていきたいと考えている。それでは、事務局から資料の説明をお願いする。

事務局： 資料の説明（資料4 検討項目の審議スケジュール（案）、資料5 上下水道料金制度の資料（PowerPoint 資料））

委員 長： ただ今事務局から資料についての説明があった。資料4は、前回、前々回で確認いただいた「検討項目の整理表」と「今後の進め方」を一つの表にまとめており、今後の委員会審議のスケジュールについてのベースとなるものとして、改めて内容を確認いただきたい。

それでは、資料5を用いながら、審議の方に入っていくが、本日の検討項目である「基本水量」と「水量区画」については、今回で結論を出してしまうのではなく、次回の委員会に審議を継続したいと考えている。

また、資料4を参考にして、「基本水量」と「水量区画」に関連する項目についても、意見を出していただいて構わないので、よろしくお願いします。

委員： 例えば資料5のスライド番号3で基本水量以下の利用者の増加という項目があり、平成8年度では28%だったものが平成22年度では37%になっているが、先ほど話にもあったように世帯数の減とか色々な理由があるだろうが、単純にこれだけ見れば、少し基本水量を下げた方がいいという意見になりかねないと思う。

事務局としては色々他都市と比較していると思うが、基本水量以下の利用者の割合が37%というのは大体似たような傾向なのか。大体、京都市はどのくらいの位置にいるのか。

京都市： 具体的なデータは手元にはないが、全国的に見ると同じような傾向にあると思う。以前からも御説明しているとおりの、同じような使い方をしていても水回り関連の機器自体が新しい品物に変える度に節水型になっていくという状況は今後も続いていくと思われ、そのような状況を考えると、どこの都市も同じような傾向があると思われる。

委員： 4割近い人が基本水量以下であるということか。

京都市： 基本水量を下げているところもあるので、いわゆる10立方メートル以下のところが同じような状況にあると思われる。例えば資料5のスライド番号11の水量区画の話だが、基本水量が0のところもあるし、8立方メートルや6立方メートルのところもある。そういうところは基本水量以下の割合というものは当然のことながら減っている。例えば5立方メートル以下であれば京都市は10%というので、東京とかはもう少し高いかもしれないが10%ぐらいになっているのではないかとと思われる。

委員： 京阪神は横並びの傾向だが首都圏とかは下げているという傾向があるということか。

京都市： 下げる傾向にあると思われる。

委員： 先ほど節水機器の普及という話があったが、例えば、旧式のトイレでは1回につき13リットルから15リットルの流量であったが、最新のものであれば1回の流量が4.3リットルというものが出てきている。その他に節水型食洗器も普及している。また、個人の節水意識も非常に高まり、使用水量が少なくなってきた。個人的には、ただ単純に現状だけを見て、基本水量を下げてもいいのかという思いがある。各地域の水道事業経営が10年先、20年先どのような意識をもって事業予測をされているのか。水道事業は実際に目に見える部分は少ないが、その敷設には相当の年数がかかっており、最初の状況のままで将来まで継続されていくものではない。将来にわたって使ってもらうためには、老朽管の取替えも必要であり、それらは水道料金でカバーしていかなければならない。単純に現状だけを見て節水型社会だから下げようというのではなくて、将来の事業予測に基づく経営状況を意識しながら判断していくべきだと思う。

委員： ただ、水道管の更新というのは全国的なものであるし、京都は琵琶湖という水源的にはしっかりしたものがあるという状況等を考えていくと、単純にそれだけを考えてはいけないという思いはあるが、判断が難しい。

委員： 京都市は古いまちなので、老朽化した管がたくさんあるというのは京都市特有のものなのかを教えてほしい。なぜなら使っても使わなくても管というものは絶対に用意をしていかなければならない設備であるので、そのものに対して利用量を問わず基本料として徴収する考えもある。これは広島、北九州、福岡市型なの

だが、基本料金の中には水量の分を含めずに、実際に利用した水量は別にして、利用料を分けることで費用対効果があるのではないか。京都の場合は老朽化した管が他都市と比べて多いということであれば、なおのことそういう風にした方が合理的なのではないかと考えられるので、京都市の特徴を教えてください。

京 都 市： 老朽管の課題というのは全国的な課題である。これは水道事業だけに限らず、道路とか橋とかいわゆる高度成長期にできたものに共通するものである。京都市の特徴ということで言えば水道創設100年になるので、開設当初の管は1回は既に取り替えている。その後、区域を拡大した後に入れていったもの、一回は取り替えたが古くなってきているものもある。そういう意味では今後、老朽化したものが増えていくという状況にあるが、これは全国的に共通した課題であり、今後もエンドレスに発生するものである。建設費として管の維持費というものは企業債で調達していても、いずれ料金で回収する必要がある出てくるので、そういうことを踏まえた料金の設定が必要であると考えている。

委 員： ということであれば、これから議論していくとは思いますが基本料金に利用水量を含まないということも考えていかなければならないのではないかと。

委 員： 原則に立ち返って、何を基準に考えるのかというと、京都市の水道事業にかかるコストをどこでどう負担するかという話だと思う。基本料金は、仮に水を使わないときでも既に施設があり、その施設に見合った料金を徴収するという考え方であり、従量料金というのは、使う量に応じて応分の負担をどれだけするのかという考え方である。

「生活に必要な最低限の水量」という福祉的な観点から基本水量が決まってきたという過去の経緯もあると思うが、都市部を中心に日本人の生活形態も多様化し、基本水量を下げてほしい、あるいは上げてほしいという意見が出てくるのは当然である。

つまり、どこで基本水量の線引きをしても不満は出てくるものである。そこで1つの考え方として、北九州市や広島市のように、基本水量をゼロにするのが、私は良いと思う。

アンケートで「今のままでよい」が多いのは、みなさんが支払っている今の料金に対してであると思うが、将来的なことも見据え、料金体系を考える必要がある。全てを基本料金で賄おうとすると急激な変化に対応できない可能性があるもので、そのリスクを緩和するような料金体系が求められる。

委 員 長： 委員の発言にもあったとおり、「基本水量」という考え方のままでよいのかという意見がある。現状から見ると制度を変えるには制約もあるが、理想的には「基本料金＋従量料金」という形がよいという御意見である。委員もそのような御意見でよろしいか。

委 員： ただし、家庭で使う生活用水の最低限の量は基本水量に含めるべきだと思った。

委 員 長： 福祉的な配慮はプラスアルファの考え方であり、基本的には「基本料金＋従量料金」が望ましいという御意見である。その理由をまとめさせていただくと、水

道というものはまず「使うのか、使わないのか」という入り口の問題があって、「使う」という方はまず配管や引込み管の費用など、そのシステムに接続し使用することに関連するコスト部分を負担するべきであり、そのあとに「どれだけの量を使うのか」という量の問題が出てきて、使用量に関連するコストを負担していただくという考え方である。

つまり、使用水量がゼロであっても接続コストは発生しており、利用者はまずそのコストを払うべきであるというのが、基本料金の考え方である。そこにプラスして、必要最低限の生活用水の利用について配慮するという、福祉的な考え方が出てくるという整理になる。

委員は特に、設備の維持・更新を料金制度にどう反映させるかという点を強調されていたが、どうか。

委員： 第1回でそのような話をした。京都市上下水道局の事業経営の一部として水道料金制度を捉えていくという長期的な視点が必要である。

委員： 一使用者としての立場だが、「基本料金を払わなければいけない」というのは水道に限らず、電気・ガス・電話も同じである。そこに加えて、使った分だけ従量料金を使うという形の方がわかりやすいと思った。

委員： 私もそのように思う。使った分だけ払うという形が、理解を得やすいのではないかな。

委員： 基本水量があると、「基本水量を少しでも超えると急に料金が高くなる」という苦情もあり得る。ある自治体にお住まいの御夫婦で、お孫さんの夏休みの帰省中だけ基本水量の10立方メートルを超えて料金が急に高くなった、というお話を聞いた。また別のケースでは、一人暮らしの若い世帯では「基本水量よりかなり少ない水量しか使っていないのに基本料金を徴収されるのは理不尽に感じる」というお話も聞く。要はどこで線引きをしても不公平感が出てしまうということである。そこで、水道の施設にはこれだけのお金がかかっており、それが基本料金であるという方が分かりやすいのではないかなと思う。ただし過去の経緯もあるので、福祉的な観点から3～5立方メートルなど都市の実情に応じて設定するのであれば理解できる。ただ、「基本水量」という発想を変えていく必要はある。特に業務用では「基本水量」は要らないのではないかなと思う。

これから施設の維持更新にお金がかかる中で、将来のあるべき姿を見据え、上下水道事業の経営を考えていく必要がある。今後、逡増制とも絡めて、継続して審議していきたい。

委員長： 今までの議論を総合すると、基本水量という考えが良いのかどうかという問題を検討するべきであるという御意見が多数を占めているようである。また、基本料金と従量料金の二本立てという考え方の方が、市民の皆様にはむしろ分かりやすいのではないかなという意見も出た。これらに関連して基本料金・基本使用料、逡増制の問題とも絡めて、継続しつつ次回以降の審議を重ねていきたい。

委員： 最初のアンケート結果を見ていて感じたが、全体的に「今のままでよい」とい

う意見が多数であると感じた。だが、問5の「地下水利用専用水道」と、問3の「従量料金・従量使用料」の2点に関しては問題意識が多く持たれているという印象を受ける。また、電気やガスの料金体系の考え方も参考としたいので、次回以降の審議の時にお教え願いたい。

委員：基本水量の理念について、整理をする必要があると考える。もし、福祉的なことを考えて設定するのであれば、企業に適用することは違和感を覚える。基本水量とは何なのかと聞かれた際に明確に回答できるよう、理念を固めておく必要があると考える。

委員長：原理原則に関わるような重い問題提起を頂いたと思う。次回も継続して審議を進めていきたいと考える。また、次回の審議については、今日の事項と関連の深い検討事項である基本料金・基本使用料、逦増制について検討していきたい。必要な資料があれば後日ご連絡いただきたい。

3 次回の予定

委員長：次回の予定について、事務局から説明をお願いします。

事務局：次回については、既に調整をさせていただいているが、7月31日(火)を予定している。

検討項目は、ただ今ご検討いただいたとおり、今回の「基本水量」と「水量区画」を継続審議とするとともに、新たに「基本料金・基本使用料」と「逦増度」を併せて御審議いただきたい。よろしくお願いします。

4 閉会